

2 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

消費税法においては、会社等の営利法人はもちろん、公共法人、公益法人等も法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となります。

しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなっています。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされます（ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちにその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいいます。）。

【参考】納税義務の免除及び課税事業者の選択

国、地方公共団体、公共・公益法人等においても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが(注)、選択により課税事業者となることができます。

例えば、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の下水道事業特別会計が設備投資を行った場合など、申告をすれば消費税が還付となる場合でも、課税事業者でないと消費税の申告をすることができませんので、申告をして消費税の還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者になることを選択しておく必要があります。

(注) 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

また、適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、納税義務は免除されません。

その他、納税義務の免除の特例について、詳しくはパンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

届出の手続

▼ 課税事業者になることを選択しようとするとき

免税事業者の方が、課税事業者になることを選択しようとするときには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

▼ 課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている方が、免税事業者に戻ろうとするときには、免税事業者に戻ろうとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった方は、一定期間(原則として2年間)は免税事業者に戻ることはできません。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、その取消しを受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」も提出する必要があります。